

龍ヶ崎市と(株)茨城ロボッツ・スポーツエンターテインメントとの
フレンドリータウンに関する協定書

龍ヶ崎市（以下「甲」という。）と(株)茨城ロボッツ・スポーツエンターテインメント（以下「乙」という。）は、フレンドリータウンに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙それぞれが持つ様々な資源を有効活用し、並びに相互に連携し、及び協力することにより、スポーツを通じた地域振興をはじめ、青少年の健全な育成、市民の健康増進、観光振興等を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「フレンドリータウン」とは、乙が友好を目的として指定した自治体をいう。

（フレンドリータウンの指定）

第3条 乙は、甲をフレンドリータウンとして指定するものとする。

（連携協力事項）

第4条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携し、及び協力するものとする。

- (1) 教育、文化及びスポーツの振興に関すること。
- (2) 青少年の健全育成及び健康増進に関すること。
- (3) 観光振興に関すること。
- (4) 市民交流に関すること。
- (5) 地域資源の活用及び振興に関すること。
- (6) まちづくりの推進に関すること。
- (7) その他本協定の目的を達成するため必要なこと。

2 甲及び乙は、必要があると認める場合は、甲乙協議の上、前項に規定する事項の変更、追加等を行うことができるものとする。

3 甲及び乙は、第1項の規定により相互に連携し、協力する事項を円滑に推進するため、定期的に当該事項に関して協議を行うものとする。

（協定期間）

第5条 協定の有効期間は、本協定を締結した日から起算して1年とする。この場合において、協定の有効期間を満了する日の3か月前までに、甲乙いずれからも協定の解除に関し申出がない場合は、協定の有効期間を1年延長するものとする。

（解約）

第6条 甲及び乙は、本協定を継続することが難しいと判断した場合は、協定の有効期間中であっても、本協定を解約することができるものとする。ただし、協定の解約をしようとする日の3か月前までに相手方に申し出なければならない。

2 甲及び乙は、前項の規定により解約する場合は、相手方に対しこの協定に基づく事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

（秘密保持）

第7条 甲及び乙は、本協定の履行に際し知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による同意なしに第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は本協定の履行以外の目的に利用してはならない。本協定が終了した後も同様とする。

（事故処理）

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲乙が協力してその解決及び処理に当たるものとする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義及び誠実の原則に従い、協議し、決定するものとする。

以上、甲乙間に協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和6年1月26日

甲 茨城県龍ケ崎市3710番地

龍ケ崎市長

乙 茨城県水戸市千波町2084番地2 茨城放送ビル2階
株式会社茨城ロボッツ・スポーツエンターテインメント

代表取締役社長